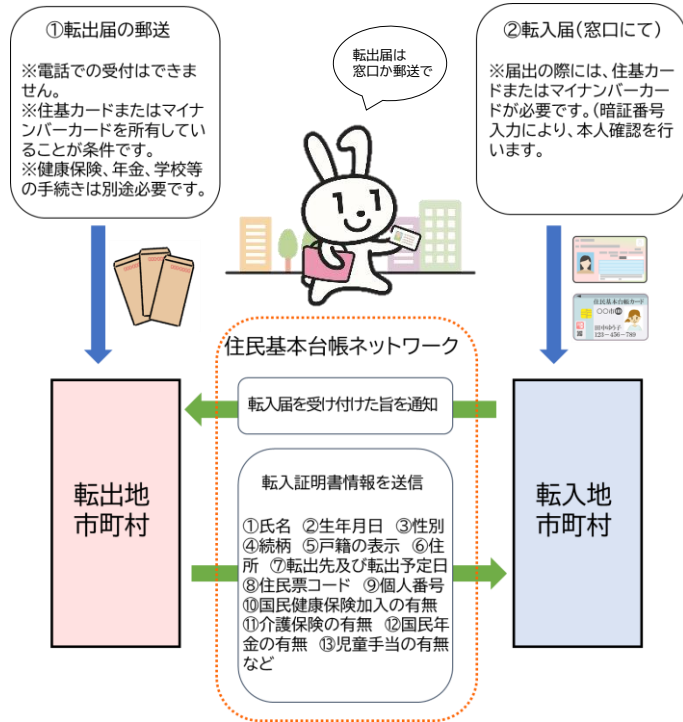


特例転出 と オンライン転出



特例転出

住基カードやマイナンバーカードを持っている方が“郵送”もしくは“窓口”で転出届を転出元の市区町村に提出すると、「転出証明書」を受け取ることなく、転入先の市区町村でカードの持参及び暗証番号の入力によって転入手続きが可能です。



オンライン 転 出

マイナンバーカードを持っている方が、“マイナポータル”の引越しワンストップサービスで転出届出と転入時の来庁予約を申請すると、転出元の市区町村へ来庁することなく、予約した転入先の市区町村で待ち時間を短縮して転入手続きが可能です。

<手順>

電子証明書が付与されたマイナンバーカードと、スマートフォン(カード読み込み機能が付いたもの)やパソコン(ICカードリーダーライターをパソコンに繋いで使用)を用意。

インターネットからマイナポータルへ接続。マイナポータルの案内に従って必要事項を入力。転出の手続きがされたことをマイナポータルから確認。

住み始めてから14日以内に転入先の市区町村にマイナンバーカードを持っていき転入手続きを行う。

